

工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について(概要)

1. 対象工事

- ・すべての工事を対象とする。
- ・請求後、残工期が 2 か月以上ある全ての工事を対象とする。

2. 対象品目

- ・対象品目は以下のとおりとする。

鋼材類: 鋼材類

燃料油: 燃料油

その他の主要な工事材料: コンクリート類、アスファルト類、その他主要な工事材料

※その他主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

- ・各工事においてスライド額の算定対象となるのは、品目毎の変動額(増減分又は増額分)が請負代金額の 1%を超える品目とする。

3. スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の 1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

4. 部分払いをした工事について

- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できない。
- ・ただし、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができる。

5. 請求に必要な書類について

- ・請求書鏡(資材価格の急激な変動に伴う契約金額の変更について) 様式 1-1 号
- ・契約金額の変更対象材料証明書 様式 1-2 号
- ・購入単価、購入数量等の内容を証明する資料(納品書等)
- ・購入実績集計表 様式 1-3 号
- ・※対象材料概算数量計算総括表 様式 1-4 号
- ・※各種資機材の材料総括表 様式 1-5 号
- ・※運搬金額計算総括表 様式 1-6 号

※様式 1-2 号及び様式 1-3 号で全ての内容を証明できない場合に必要

6. その他

- ・この運用は、令和 4 年 12 月 5 日から適用する。ただし、工期の末日が令和 5 年 2 月 5 日以前の工事については、工期の 1 ヶ月までであれば請求することができる。